

件名	愛媛県自転車新文化推進基金条例
主管課	総合政策課自転車新文化推進室
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>1 設置 自転車新文化の普及及び拡大並びにサイクリング大会の開催及び開催準備に要する経費の財源に充てるため、基金を設置する</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額</p> <p>3 管理 現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる</p>	
施行日	平成 28 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○基金の原資 各企業・団体等からの寄附金等</p> <p>○用途 基金に積み立てた寄附金については、国際サイクリング大会の協賛寄附として活用するとともに、新たな官民連携組織「自転車新文化推進協会」が実施する愛媛サイクリングの日関連事業への支援をはじめとする、自転車新文化の普及・拡大に資する事業等に活用する。</p>	